

# 報 道 資 料

平成 27 年 1 月 6 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2344

## 奈良県情報公開審査会の第 163 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 2 1 4 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 27 年 1 月 4 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 警務部 警務課
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察本部長が、警察官の定数について政令で定められた基準を超えた奈良県独自の定数（単独定数）に関する条例（案）を作成する権限を有すると規定した法的根拠を記載した法令名及び解説書の写し（奈良県警察で保有するもの）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

審査請求人は、「奈良県警察本部長が、警察官の定数について政令で定められた基準を超えた奈良県独自の定数（単独定数）に関する条例（案）を作成する権限を有すると規定した法的根拠を記載した法令名及び解説書の写し（奈良県警察で保有するもの）」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

地方警察職員の定員は、警察法第 57 条第 2 項において、条例で定めることとされており、本県においては、奈良県警察職員定数条例によりその定数（以下「条例定数」という。）が定められている。また、警察法施行令（以下「政令」という。）第 7 条において都道府県別の警察官の定数基準（以下「政令定数」という。）が示されている。

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例（平成 25 年 3 月奈良県条例第 47 号。以下「一部改正条例」という。）第 4 条の規定により奈良県警察職員定数条例が改正されたが、改正後の条例定数は政令定数を上回っている。

本件開示請求書において開示を求められているのは、政令定数を上回る定数を条例で定めることができることを規定した法令等であると解される。

政令定数について、諮問実施機関は、各都道府県の治安体制を維持するための最小限度を示すものであって、これを上回る条例定数を定めることは差し支えないものであると説明している。この見解は、平成 15 年 2 月 13 日の衆議院予算委員会における当時の警察庁吉村官房長の発言を根拠としており、当該発言の内容は、インターネットで閲覧できるが、警察庁から通知等がなされた事実はなく、行政文書に記載されたものは存在しないとのことである。

また、本件開示請求は、政令の解釈に係るものであるの、政令の解釈運用について示した警察庁からの通知等が存在すれば、本件行政文書に該当することが考えられるため、この点について、諮問実施機関に説明を求めたところ、当該通知等は存在しないとのことであった。

さらに、一部改正条例による定数の増員は、交通巡視員の身分替えに関するものであることから、交通巡視員の身分替えについての警察庁からの通知等が存在すれば、本件行政文書に該当することが考えられるため、この点についても、諮問実施機関に説明を求めたところ、当該通知等は存在しないとのことであった。

ところで、審査請求人は、一部改正条例の施行が平成 25 年 4 月 1 日であること及び政令の一部改正の施行が平成 25 年 5 月 16 日であることに着目し、一部改正条例による増員のうち政令定数見直し分について、政令が未だ施行されていない段階において行われた無効な改正であり、これについて合理的に説明する行政文書が開示されていないと主張している。

この点について諮問実施機関は、政令定数は各都道府県の治安体制を維持するための最小限度を示すものであり、奈良県警察以外にも大多数の都道府県警察において政令定数を上回る定数を定めていると説明している。このような状況から、政令定数を上回る条例定数を定めることは差し支えないとの諮問実施機関の見解は、妥当なものとして広く認められているものと言える。当該見解が妥当なものであれば、一部改正条例は法的に問題はないものと考えられ、当該行政文書が作成又は取得されていなかったとしても、事務処理上特段合理性を欠くものではないと考えられる。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書及び口頭意見陳述において、本件開示請求は、警察庁からの通知その他の増員の必要性に係る文書の開示を求めたものであると主張している。

この点について諮問実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、開示請求書の記載に疑義があるとは認められなかったことから、開示請求の趣旨について開示請求者に確認していないとのことであった。

このような状況において、開示請求の趣旨について、なぜ審査請求人と実施機関の主張に齟齬が生じているのか当審査会にはうかがい知ることができない。

しかし、開示請求書の記載からは、開示請求の趣旨を審査請求人が主張するような意味に解釈することはできないことから、当審査会としては、実施機関の文書の特定が妥当なものであったと判断せざるを得ない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年	3月20日		
② 決定	平成26年	4月2日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成26年	4月9日		
④ 諮問	平成26年	4月24日		
⑤ 経過	平成27年	7月15日	第185回審査会	審議
	平成27年	8月21日	第186回審査会	審議
	平成27年	9月16日	第187回審査会	審議
	平成27年	10月21日	第188回審査会	審議